一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福島県いわき市川前町川前字下之内一二九の丁、一三四の一三、一三四の一四、一三四の一六、一三四の一八、一三四の二三から一三四の二七まで、一三八、一三九、一三九の乙、一四一、一四二、一四四から一四六まで、一四八の一、一七一の一、一七一の二、字中ノ萱一六八の二、一七二の三、一七二の二〇、一七二の三七、一七二の三八、二一八の二から二一八の一五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字下之内一三四の二三から一三四の二五まで
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年八月四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福島県喜多方市山都町早稲谷字孫六　三一八一の一、三一八一の一六、三一八一の二一、三一八一の四一、三一八一の四三、三一八一の四七、耶麻郡猪苗代町大字蚕養字笹川山乙三七一〇の八、字沼尻山甲二八五五の七九、甲二八五五の八〇、甲二八五五の一五〇六、甲二八五五の一六二七、甲二八五五の一六二八、甲二八五五の一六五一から甲二八五五の一六五三まで、西会津町宝坂大字屋敷字黒森山二四一九の一、字鬼光頭山二四一三、字大滝入山二四一二、字目指嶽山二四一〇の一、大字宝坂字土埋乙一五四八の二、乙一五四八の三、野沢字大倉丙二一五二の一八、丙二一五二の二三、字九才坂丙二一五三の二、字柳平山甲二三〇六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁並びに喜多方市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年八月四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　神奈川県南足柄市雨坪字明神山七二八から七三〇まで、広町字山王嶽一六九四、字雷尾一六九五、狩野字梨平一七五六から一七六三まで、字ツボノマ一七六四から一七六六まで、字月代一七六七、字明神ヶ嶽一七六八、一七六九、一七七〇のイ、一七七〇のロ、一七七二のイ、一七七二のロ、一七七三、字大日尾一七七四から一七七六まで、字焼曽ヶ尾一七七七、一七七八、字檜ヶ尾一七七九、字関白道一七八一から一七八六まで、字俵石一七八七から一七九〇まで、苅野字手白尾二三〇五、二三〇六の四、二三〇六の五、字小杉原二三〇九の二、二三〇九の三、二三一〇の二、字地紙沢二三四二、字明神ケ嶽二三四三、矢倉沢字川入二七一一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年八月四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　神奈川県小田原市久野字釜石四八六五の一・字丸塚四八六六の一・字大田四八六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年八月四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　2　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十七年八月四日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。